

武蔵村山市個人情報保護に関する法律等施行規則

第3条の規定による

保有個人情報の目的外利用等の届出

保有個人情報の目的外利用の届出

1 市長

1	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部 課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：16 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税・都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部都市計画課
	目的外利用により行われた業務	名称：物件移転補償費算定業務 内容：土地の評価額から地権者に支払う補償金（土地所有権移転登記報酬額）の算定を行った。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	
	目的外利用をした個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、19 資産内容、20 課税額
	目的外利用の時期	令和5年5月1日
	目的外利用の根拠	第69条第2項第1号（本人同意・本人への提供）
	備考	

2	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部 課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：16 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税・都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部都市計画課
	目的外利用により行われた業務	名称：公共用地の借用に係る賃借料の決定 内容：各部署が管理する借地について、課税課が保有する資産情報に基づき令和5年度分の賃借料を決定した。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	
	目的外利用をした個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、19 資産内容、20 課税額（課税標準額、評価額、課税地積、課税地目）
	目的外利用の時期	令和5年5月29日
	目的外利用の根拠	第69条第2項第1号（本人同意・本人への提供）
	備考	

3	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部 課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：16 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税・都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部都市計画課
	目的外利用により行われた業務	名称：物件移転補償費算定業務 内容：土地の評価額から地権者に支払う補償金(土地所有権移転登記報酬額)の算定を行った。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	土地を収用する場合には、土地代金のほか、土地収用法第88条に規定するとおり、土地所有者が通常受ける損失を補償することになっている。物件移転補償費の算定を行う際は、通常、収用や移転に伴い想定され得る損失を補償するが、土地所有者は収用された土地の代わりに新たに同価値の土地を購入することが想定されることから、土地の所有権の移転費用を補償している。都市計画課では、令和5年7月1日東京都建設局発行の補償算定要領(以下「算定要領」という。)に基づき、補償費の算定事務を行っている。土地の所有権の移転費用を算出するには、収用される土地に関する土地所有者の氏名、住所、資産内容を特定した上で課税額から算定要領記載の土地所有権移転登記報酬額表を参照して補償額を算出する必要があるため、目的外利用を行った。
	目的外利用をした個人情報の記録項目	1氏名、3住所、19資産内容、20課税額
	目的外利用の時期	令和5年10月26日
	目的外利用の根拠 備 考	第69条第2項第2号(内部利用での相当の理由)

2 教育委員会

なし

3 選挙管理委員会

なし

4 監査委員

なし

5 農業委員会

なし

6 固定資産評価審査委員会

なし

保有個人情報の提供の届出

1 市長

1	提供元ファイルを管理する部署	市民部 課税課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：15 名称：住民税システムファイル
	提供元ファイルの本来の利用目的	住民税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	提供により業務を行った機関	市議会議員共済会
	提供により行われた業務	名称：退職年金の支給停止措置に係る所得情報の調査 内容：6月から5月までを1年度として支給される退職年金の年度額と、その支給年度の初日が属する年の前年における退職金を除く所得金額との合計が700万円を超える場合、その支給年度において当該700万円を超える部分の2分の1に相当する額の退職年金の支給を停止する必要があるため、支給対象者の所得情報を調査するもの
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、2 性別、8 生年月日、14 所得状況
	提供の時期	令和5年6月23日
	提供の根拠	第69条第2項第1号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限 備考	退職年金の支給停止措置に係る事務の終了まで

2	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	北多摩西部消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、8 公的扶助、9 介護認定に係る情報、10 連絡先、12 病歴、13 健康状態
	提供の時期	令和5年4月14日
	提供の根拠	第69条第2項第1号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限 備考	利用後直ちに廃棄

3	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	小金井警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名
	提供の時期	令和5年5月1日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
備考		

4	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	青梅警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名
	提供の時期	令和5年5月18日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
備考		

5	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	青梅警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、10連絡先、12病歴、13健康状態
	提供の時期	令和5年6月4日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
備考		

6	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	藤田医院
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和5年6月13日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

7	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、3住所、4生年月日、10連絡先
	提供の時期	令和5年6月13日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

8	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	昭島消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和5年6月16日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

9	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	災害医療センター
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和5年6月16日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

10	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	立川消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先、12病歴
	提供の時期	令和5年6月22日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

11	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	昭島消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、3住所、4生年月日、8公的扶助、10連絡先、12病歴
	提供の時期	令和5年7月21日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

12	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和5年7月21日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

13	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和5年9月8日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

14	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	立川警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、10連絡先
	提供の時期	令和5年10月18日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

15	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	武蔵野警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和5年11月25日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限 備考	利用後直ちに廃棄

16	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、9介護認定に係る情報、10連絡先、12病歴
	提供の時期	令和5年12月23日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限 備考	利用後直ちに廃棄

17	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部 高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル (個人情報ファイル簿がある場合のみ)	番号：29 名称：高齢者福祉ファイル(保健福祉総合システム)
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	武蔵村山病院
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードにより高齢者の身元を確認し、及び保護した。
	提供の理由(相当の理由又は特別の理由による場合のみ)	
	提供した個人情報の記録項目	1氏名、10連絡先
	提供の時期	令和6年2月9日
	提供の根拠	第69条第2項第1号(本人同意・本人への提供)
	提供先における保有の期限 備考	利用後直ちに廃棄

2 教育委員会

なし

- 3 選挙管理委員会
なし
- 4 監査委員
なし
- 5 農業委員会
なし
- 6 固定資産評価審査委員会
なし